

令和6年 第7回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和6年7月25日
2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 3時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時40分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 俊介 上田 禎礎
9. 会 議 進 行 状 況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第7回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に2番委員並びに3番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 営農型太陽光発電関連議案の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、第2号議案 営農型太陽光発電関連農地法第3条、第

事務局	5条の規定による許可申請について審議いたします。初めに、第1号議案について、事務局より説明をお願いします。 営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。 農地法の手続きとしては、3条で太陽光パネルが上空を覆うため地上権、および賃貸借権等、5条で太陽光パネル等の支柱の一時転用許可の許可が必要となります。 今回の申請は営農型太陽光発電施設4期分として、平成27年8月に発電事業者、一般社団法人メガソーラー機構が許可となった件になります。 その後令和3年8月に発電事業者が19事業者となり、更新の許可を得ています。現在の一時転用期間が8月23日で切れることから、更新の申請がありました。3ページをご覧ください。第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更です。今回の更新申請20件のうち、1件について事業計画者の変更があったことによるものです。 番号1 一般社団法人 ○○○○○○○○ 代表理事 ○○ ○○ から ○○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○に変更です。 申請理由は、一般社団法人○○○○○○○○が所有する発電所の一部を○○○ ○○○○○株式会社が継承し事業を行うこととなったためです。 事業計画者の変更申請については、埼玉県の農地調整関係事務処理要領において、次の3点すべてに該当するときは、承認することができるとあります。 ・変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。 ・変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。 ・変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。 これら3点については、すべて該当すると思われます。以上で第1号議案について説明を終わります。
議 長	営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について審議いたします。 農業委員・推進委員の方で質問のある方の挙手を求めます。松久2番
推進委員	面積が何㎡の内何㎡が一時転用となっておりますが、これはこういった意味

松久 2 番	ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	太陽光パネルの支柱部分の一時転用なのでこういった面積になっております。
議 長	他に推進委員・農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10 番委員。
10 番委員	事業者が変わることで、計画の内容が変更になるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は、事業者の変更のみで計画の内容などはすべて同一のものを引き継ぐということでございます。
議 長	他に推進委員・農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。1 番委員。
1 番委員	こちらの事業者の会社がペーパーカンパニーではなく実際に事務所等があるということは確認されていますでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	会社の確認については、書類での確認になりまして、会社の登記事項証明書を提出していただいております。実際に事務所があるということは、確認をしておりません。

議 長	今回の件を不許可にしたとして農業委員会の責任というのはどの程度あるのでしょうか。
事務局	農業委員会の責任がどの程度あるのかというのは改めて調べてみないと分からないのですが、農業委員会としては意見を付するだけで、許可権者はあくまで埼玉県になります。
議 長	他に推進委員・農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。東児玉 1 番。
推進委員 東児玉 1 番	必要書類はすべて提出されているのであれば、許可せざるを得ないのだと思います。
議 長	他に推進委員・農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、承認相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についての審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光発電関連の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についての番号 1 の案件につきましては承認相当と議決されました。

議 長	第2号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第3, 5条の規定による許可申請案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	5ページをご覧ください。第2号議案 農地法第3条、5条の規定による許可申請案件について概要を説明させていただきます。 3条につきましては、5ページの番号1から10ページの番号20まで、5条については 11ページ番号1から16ページの番号20までとなります。3条、5条の番号はそれぞれリンクしています。 5ページに戻っていただきますようお願いいたします。申請者住所・氏名の欄は、上段に借人の情報、下段に貸人の情報を記載しています。番号1で言うと、借人は〇〇町の一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇 貸人は〇〇の〇〇さんと〇〇町の〇〇さんです。貸し借りする土地について、土地の所在欄に記載しており、〇〇の△△△番と〇〇の△△△△番です。地目はそれぞれ畑で、面積は〇〇が606㎡、〇〇が769㎡で、合計1375㎡を借り受けるものです。 ここで、10ページの番号20の段をご覧ください。借人 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社も 〇〇△△△番を605㎡借り受けます。このように、1つの土地に対して複数人で借りるため、このような記載となっております。 番号1に戻りまして、権利内容 地上権を一時転用許可日から10年間で、権利内容は番号1～20まで全て同じです。理由欄も番号1～20まで同じで、太陽光設備の設置のため、農業者年金なしです。位置については、申請地の農地の区分、種別、宅地との距離が記載されています。備考欄は、該当する図面のページが記載されています。 番号2から20については、議案書に記載されている通りですので、ご確認をお願いします。 3条の地上権の許可基準につきましては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていること。となっております。 周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う〇〇〇〇〇〇〇〇からも同意書が提出されています。第2号議案農地法第3条につきましては以上です。 つづきまして、11ページをご覧ください。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について概要を説明させていただきます。先ほどの3条と対になっており、番号1 申請者は〇〇町の一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇。土地の所在は〇〇△△△番、〇〇△△△△番 地目はそれぞれ畑 面積は2筆合計の1980㎡の内0.5925㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっております。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設、権利内容 賃貸借権 許可日から10年でこちらは番号1～20まで全て同じです。 申請内容欄は発電出力及びパネル合計出力を記載しています。取得状況は、渡人の〇〇さんが〇〇△△△番の土地を平成20年3月21日に、〇〇さんが〇〇

議 長	△△△△番の土地を平成１８年５月１６日に相続で取得となっております。仮登記、抵当権については、すべての案件でなしです。位置及び備考については３条と同様です。番号２から２０については、議案書に記載されている通りですので、ご確認をお願いします。 ５条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して８割以上を満たすこととなっております。 榊の７年目の地域の平均収穫量、１０アール当たり２，６００本に対し、２，３５８本と約９０％を達成しており、基準を上回っております。第２号議案の説明は以上です。 営農型太陽光発電関連の農地法第３，５条の規定による許可申請案件について審議いたします。農業委員・推進委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連農地法第３条について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、営農型太陽光発電関連農地法第５条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 営農型太陽光発電関連農地法第３条・第５条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光発電関連農地法第３条の番号１～番号２０については許可、農地法

	第5条の番号1～番号20につきましては許可相当と議決されました。 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	32ページ番号1をご覧ください。受入 〇〇町大字〇〇△△△△番地△ 〇〇〇〇 渡人 〇〇町大字〇△△番地△ 〇〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△ 地目 畑 面積163㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地1,300㎡、借受地9,802㎡、貸付地0㎡ 取得状況昭和37年10月22日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 2 経態 専業 所有機械 トラクター1台、耕耘機1台、土寄せ機2台、ハンマーナイフ1台、田植え機1台、コンバイン1台 位置 農用地区域外 受入の自宅と申請地は接続。 33ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、保全管理させている状況です。受入は現在63歳の専業農家で、本人が申請地を管理しています。申請地取得後は、露地野菜を生産することです。申請地の隣△△△△番△は受入の耕作地になります。 受入の耕作地を現地確認しましたが、違反、不耕作地はありませんでした。 申請理由は、渡人は高齢で農業を行わないため農地を処分したいとのことで、隣を耕作している受入に譲り渡したいとのことです。 以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。11番委員より補足説明がありましたらお願いします。
11番委員	先日を現地確認しましたが、申請地は受入の自宅裏にありまして、進入路がなく受入が管理するしかないのではないかという印象でした。隣を耕作しているのも受入とのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員	先日現地確認させていただきました。3月にも農地を取得した方でございます。

大沢 3 番	す。農業機械も取得し、本人は農業をやる気あるので、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	3 5 ページをご覧ください。番号 1 受人 ○○○○○市○○町△丁目△番△△号 株式会社○○○○○○○ 渡人 ○○市○○○△丁目△番△号 ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△、△△△番△ 地目 畑 計 2 筆 7 8 3 m² 転用目的 建売分譲住宅 権利内容 所有権 申請内容 3 区画 3 棟 建築面積 1 号棟 5 6 . 8 6 m² 2 号棟 5 6 . 8 6 m² 3 号棟 5 6 . 7 0 m² 取得状況 令和 2 年 3 月 1 9 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 3 6 ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は○○○○○○市に本社を置き、全国に営業所を展開する、建売住宅の販売を主な事業とする会社です。埼玉県内にも 9 箇所の営業所があり数多くの実

	績があります。 申請地は閑静な集落内にあり、幹線道路に近く、商業施設等へのアクセスがよいため、住宅の建設地として最適であると考え、選定に至ったとのことです。建物は3棟すべて2階建てで、道路接続については、申請地南に6mの町道があり、そこから水道の取り出しと、浄化槽での町道側溝への排水となります。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。5番委員から補足説明があればお願いいたします。
5番委員	申請人より連絡をいただき、現地を確認させていただきました。申請地の状況は、保全管理されています。申請地の周りは宅地に囲まれておりますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久3番	行政書士の方から3棟の建売住宅を建てたいとのことで電話がありました。申請地は麦畑として耕作されていましたが、ここ最近は休耕地となっております。場所は周りに家が立ち並んでおりますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。

	続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	35ページをご覧ください。こちらですが、申請書類に不備があり、申請者から取り下げ願いが出されたため、来月以降に改めて審議をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いします。
事務局	35ページをご覧ください。番号3 受人 ○○町大字○○△△△番地△○○ ○○ 渡人 ○○町大字△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 ○○町大字○○字○△△△番△ 地目 畑 1筆 173㎡ 転用目的 住宅敷地拡張 権利内容 所有権 申請内容 駐車場及び農機具置場 取得状況 平成7年1月3日 相続 仮登記なし・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外宅地に接続 40ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人の居住地には、親世帯と子世帯の2つの住宅と物置が建っており、敷地内にゆとりがなく、来客時に駐車等に不便をきたしている状況です。そのため、申請地である南側の農地の一部を譲ってもらい、駐車場用地及び農機具置場として使用したいとのことです。 道路接続については、申請地東側に2.2mの町道があります。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。10番委員から補足説明があればお願いいたします。
10番委員	申請地を確認してきました。進入路が狭いとのことで、宅地の敷地拡張をしたいとのことです。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 東児玉2番	10番委員が言ったとおり進入路が狭くなっております。申請地の現在の状況は特に何も植わっておりません。農機具のおいてある程度ですので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第5条の番号1と番号3の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第7回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月25日

議 長

署名委員

署名委員